

平成 30 年 9 月 26 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
公衆衛生担当理事 湯浅 章平

レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する
技術上の指針の一部改正について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する
技術上の指針の一部改正について

今般、標記の件について、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）あて通知がなされました。

本件は、高齢者施設において、加湿器内の汚染水のエアロゾル（目に見えない細かな水滴）を吸入したこと等が原因とされるレジオネラ症の感染事例が報告されたことを踏まえ、加湿器の衛生上の措置について明記するための改正を行うものであり、詳細は別添をご参照下さい。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。